

労働委員会って何をするの？

労働委員会は労使間のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。労使トラブルの自主的な解決が困難な場合に、中立・公正な立場で問題解決のお手伝いをします。



労働委員会は三者構成です

三者それぞれの立場を反映させた総合的な観点から、労使トラブルの解決のお手伝いをします。



労働者委員

労働組合の役員など
労働者側の事情を的確に把握



公益委員

弁護士、
大学教授など
公平な第三者的立場



使用者委員

会社の役員など
使用者側の事情を的確に把握

使用者からの「あっせん」申請もOKです。

「あっせん」申請を行っても必ずしも解決策に合意しなければならないものではありません。

労使紛争の解決に労働委員会の相談 やあっせん制度をご利用になれます。

例えば！

- ・団体交渉を求められたが、労働法の知識がなく、交渉の手順も分からない。
- ・社外労組から団体交渉を求められたが、対応した経験がない。
- ・雇い止めやパワハラ被害といった個別事案について団体交渉を求められている。

このようなことでお困りでしたら、労働委員会に相談してみてもいいかがですか？（一部の労働委員会を除く）

労働委員会をご利用
ください



中央労働委員会

☎ 03-5403-2111

（都道府県）労働委員会

☎ 別添参照

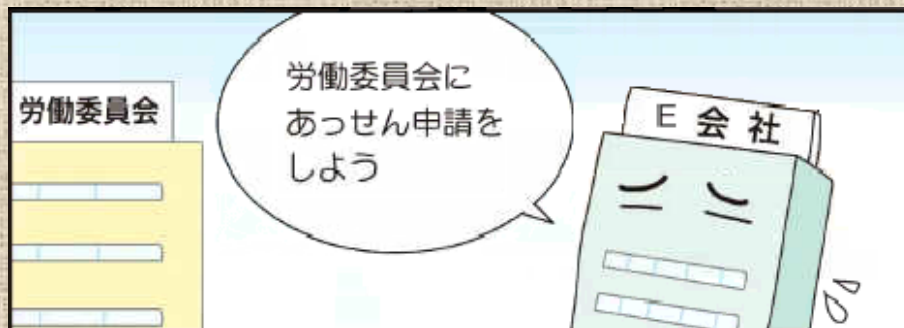


※LRCは（Labor Relations Commission）の略で労働委員会のことです。

賃上げ要求で妥結できなかったケース



4回の団体交渉を行う → **決裂**



あっせん員が双方から個別に事情聴取し、説得調整



あっせん案を提示

